

青森県報

号外第二十六号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十二号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(県税事務所長への委任)」に改め、同条第一項中「地域県民局」を「県税事務所」に改め、「県税に関する」を削り、同条第二項中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第四条の三の見出しを「(保健所長への委任)」に改め、同条第一項中「地域県民局」を「保健所」に改め、「保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する」を削り、同項第十二号中ルをワとし、ハからヌまでをホからヲまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二十五条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による販売に供する食品等の検査に關すること。

ニ 第二十六条第一項の規定による食品等の検査及びその命令に關すること。

第四条の三第一項第十八号中ハからヨまでを削り、同号タ中「請求に」を「請求(同条第二項に係るもの(第五十条第五号に係るものに限る。))に限る。」に改め、同タを同号ヘとし、同項第十八号の三中「の施行に關する次の」を「第十条第一項の規定による療育給付費用の徴収に關する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第十九号から第二十一号までを次のように改める。

十九 削除

二十 青森県附属機関に關する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)第六条第一項の規定による感染症診査協議会及び結核診査協議会の会議の招集に關すること。

二十一 青森県環境管理事務所、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例(昭和五十一年三月青森県条例第一号)の施行に關する次のこと。

イ 第三条第一項ただし書の規定に關すること。

ロ 第四条の規定による使用料及び手数料の減免(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による被保護者及び当該被保護者と同一の世帯に屬する者に係るものに限る。)に關すること。

第四条の三第一項第二十四号ロ中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項第三十一号中レをツとし、タをソとし、ヨをレとし、カの次に次のように加える。

ヨ 第六十六条第一項の規定による第六十五条第一項の規定に違反して表示をした者に対する必要な措置の勧告に關すること。

タ 第六十六条第二項の規定による措置の命令に關すること。

第四条の三第一項第三十三号から第四十号まで及び同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第五条の二の見出しを「(環境管理事務所長への委任)」に改め、同条第一項中「地域県民局(西北地域県民局及び上北地域県民局を除く。))」を「環境管理事務所」に改め、「公害の防止その他の環境の保全に關する」を削り、同条第一項第六号へ中「地域県民局の」を削り、同号ト中「に關すること」及び「地域県民局の」を削り、「除く。」の下に「に關すること」を加え、同条第二項中「東青地域県民局長」を「青森県青森環境管理事務所長」に改め、同項第一号中「青森県地域県民局、

保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」を「青森県環境管理事務所、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」に改める。

第五条の三第一号中「青森県地域県民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」を「青森県環境管理事務所、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」に改める。

第八条第一号を次のように改める。

一 生活保護法の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条の規定による保護の開始及び変更の申請の受理、保護の要否等の決定及び通知に関すること。

ロ 第二十五条第一項及び第二項の規定による職権による保護の開始及び変更並びに通知に関すること。

ハ 第二十六条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びに通知に関すること。

ニ 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する指導及び指示に関すること。

ホ 第二十八条第一項、第二項及び第五項の規定による要保護者等に対する報告の請求及び要保護者の検診の命令（第七十八条第二項の規定による費用等の徴収に係るものを除く。）、保護の開始及び変更の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。

ヘ 第二十九条第一項の規定による官公署等に対する書類の閲覧及び資料の提供の要求並びに銀行等に対する報告の請求（第七十八条第二項の規定による費用等の徴収に係るものを除く。）に関すること。

ト 第三十条第一項ただし書の規定による被保護者の施設への入所若しくは入所の委託又は私人の家庭への養護の委託に関すること。

チ 第三十一条第一項の規定による生活扶助の給付に関すること。

リ 第三十二条第一項の規定による教育扶助の給付に関すること。

ヌ 第三十三条第一項の規定による住宅扶助の給付に関すること。

ル 第三十四条第一項の規定による医療扶助の給付に関すること。

ヲ 第三十四条の二第二項の規定による介護扶助の給付に関すること。

ワ 第三十五条第一項の規定による出産扶助の給付に関すること。

カ 第三十六条第一項の規定による生業扶助の給付に関すること。

コ 第三十七条第一項の規定による葬祭扶助の給付に関すること。

タ 第四十八条第三項の規定による指導の制限及び禁止に関すること。

レ 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

ソ 第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給に関すること。

ツ 第五十五条の六の規定による被保護者等に対する報告の請求に関すること。

ネ 第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。

ナ 第六十三条の規定による返還すべき額を定めること。

ラ 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分に関すること。

ム 第七十七条第一項及び第二項の規定による扶助義務者からの費用の徴収及び徴収すべき額の決定の申立てに関すること。

ウ 第七十七条の二第一項、第七十八条第一項及び第三項並びに第七十八条の二第一項及び第二項の規定による費用等の徴収に関すること。

ク 第八十条の規定による前渡した保護金品の返還の免除に関すること。

コ 第八十一条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

セ 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第二十二條の二の規定による第三者の行為による損害についての届出の受理に関すること。

第八條に次の六号を加える。

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項の規定による更生医療の給付に関すること。

ロ 第二十一条第一項の規定による補装具の支給及び修理に関すること。

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十三条、第三十一条の六第一項から第三項まで並びに第三十二条第一項及び第二項の規定による資金の貸付けに関すること。

ロ 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十一条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による資金の交付の停止及び減額に関すること。

ロ 第十二条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）

の規定による貸付けの停止に関すること。

ハ 第十六条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ニ 第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ホ 第十九条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

五 青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年十一月青森県規則第百五号）の施行に関する次のこと。

イ 第九条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の増額に関すること。

ロ 第十条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの継続に関すること。

ハ 第十一条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの決定の取消し（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ニ 第十二条第二項（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの中止及び貸付金の減額に関すること。

ホ 第十三条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の変更の承認（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ヘ 第十四条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ト 第十七条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画、保証人等の変更の承認（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

チ 第二十条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）

に関すること。

リ 第二十一条第一号から第九号まで（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（母子・父子福祉団体に係るものを除く。）に関すること。

ヌ 附則第五項の規定による父母のない児童に対する資金の貸付けに関すること。

六 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 第二十二条第一項の規定による助産の実施に関すること。

ロ 第二十三条第一項の規定による母子保護の実施に関すること。

ハ 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館の長に対するものに限る。）に関すること。

ニ 第三十一条第一項の規定による保護の実施に関すること。

ホ イ及びロに係る第四十七条第五項の規定による同条第三項の規定による措置についての報告の受理に関すること。

ヘ 第五十六条第三項の規定による本人又はその扶養義務者に対する報告の請求並びに官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供の請求（同条第二項に係るもの（第五十条第六号及び第六号の二に係るものに限る。）に限る。）に関すること。

七 青森県児童福祉法施行条例第十一条第一項の規定による児童福祉施設入所等費用の徴収（母子保護等の実施に係るものに限る。）に関すること。

第八條に次の一項を加える。
2 前項に規定する事務のほか、青森県中央福祉事務所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十七条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。

ロ 第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定に関すること。

ハ 第二十二条第二項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による返還金の徴収に関すること。

ニ 第二十四条第一項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定

による不正利得の徴収に関すること。

ホ 第二十六条及び第二十六条の五において準用する第五条第二項の規定による受給資格の認定に関すること。

ヘ 第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給に関すること。

ト 第三十五条の規定による届出等の受理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）に関すること。

チ 第三十六条の規定による調査（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）に関すること。

リ 第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供の要求並びに銀行等に対する報告の請求（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）に関すること。

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条及び第九十八条の規定による福祉手当の支給等に関すること。

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する次のこと。
イ 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人等からの報告の徴収に関すること。

ロ 第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収に関すること。

四 生活保護法第四十四条第一項の規定による保護施設の管理者からの報告の徴収に関すること。

五 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 第二十一条の五の二十二第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ロ 第二十一条の五の二十七第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ハ 第二十四条の十五第一項の規定による指定障害児入所施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ニ 第二十四条の三十九第一項の規定による指定障害児相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ホ 第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を行う者からの報告の徴収に関するこ

と。

ヘ 第三十四条の十四第一項の規定による一時預かり事業を行う者からの報告の徴収に関すること。

ト 第三十四条の十八の二第一項の規定による病児保育事業を行う者からの報告の徴収（社会福祉施設に係るものに限る。）に関すること。

チ 第三十五条第三項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理に関すること。

リ 第三十五条第十一項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の届出の受理に関すること。

ヌ 第四十六条第一項の規定による児童福祉施設の設置者及び児童福祉施設の長からの必要な報告の徴収（助産施設の設置者及び助産施設の長に係るものを除く。）に関すること。

ル 第四十六条第三項の規定による児童福祉施設の設置者に対する勧告及び改善命令（助産施設に係るものを除く。）に関すること。

ヲ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十三条第一項の規定による報告の徴収（児童保護費等負担金に係るものに限る。）に関すること。

六 児童福祉法施行規則の施行に関する次のこと。

イ 第三十七条第二項及び第三項の規定による申請の受理に関すること。

ロ 第三十七条第四項及び第六項の規定による建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等の変更の届出の受理に関すること。

ハ 第三十七条第五項の規定による名称、種類及び位置等の変更の届出の受理に関すること。

ニ 第三十八条第二項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認の申請の受理に関すること。

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の届出の受理に関すること。

ロ 第十九条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者及び園長からの報告の徴収に関すること。

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行

規則（平成二十六年^{内閣府}文部科学省令第二号）の施行に関する次のこと。
^{厚生労働省}

イ 第十五条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請の受理に関すること。

ロ 第十五条第二項の規定による幼保連携型認定こども園の名称等の変更の届出の受理に関すること。

ハ 第十七条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止及び休止の認可の申請の受理に関すること。

ニ 第十八条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請の受理に関すること。

九 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子どものための教育・保育給付交付金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

十 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者からの報告の徴収に関すること。

ロ 第十八条第二項の規定による養護老人ホーム等の長からの報告の徴収に関すること。

十一 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の施行（社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）に係るものに限る。）に関する次のこと。

イ 第三条第九号の規定による報告の受理に関すること。

ロ 第六条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ハ 第六条第二項の規定による措置の命令に関すること。

ニ 第六条第三項の規定による入浴施設の使用の停止の命令に関すること。

ホ イからニまでに係る第五条第一項の規定による報告及び資料の徴収に関すること。

十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。

イ 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する

こと。

ロ 第五十一条の三第一項の規定による指定事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ハ 第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ニ 第五十一条の三十二第一項の規定による指定相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ホ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収（障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金に係るものに限る。）に関すること。

十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者等からの報告等の徴収及び同条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者等からの報告の徴収に関すること。

ロ 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ハ 第九十条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ニ 第一百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ホ 第一百四十二条の二第一項の規定による介護医療院の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ヘ 第一百五十二条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ト 第一百五十二条の三十三第一項の規定による介護サービス事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

十四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する次のこと。

イ 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者からの報告の徴収に関すること。

ロ 附則第二十七条第二項において準用する第十九条の規定による登録特定行為事業者からの報告の徴収に関すること。

十五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十九条第一項の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者からの報告の徴収に関すること。

ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収（身体障害者福祉費補助金及び身体障害者保護費負担金に係るものに限る。）に関すること。

第九条第一号ツ中「に関する事」を削り、「限る。」の下に「に関する事」を加え、同ツを同号オとし、同号中ソをラとし、同ラの次に次のように加える。

ム 第四十六条第一項の規定による里親からの必要な報告の徴収に関すること。

ウ 第四十七条第五項の規定による同条第三項の規定による措置についての報告の受理（助産の実施及び母子保護の実施に係るものを除く。）に関すること。

卅 第五十六条第一項の規定による負担能力の認定に関すること。

ノ 第五十六条第三項の規定による本人又はその扶養義務者に対する報告の請求並びに官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供の請求（同条第一項及び第二項に係るもの（第五十条第七号から第七号の三までに係るものに限る。）に限る。）に関する事。

第九条第一号中レをナとし、リからタまでをワからネまでに改め、同号チ中「並びに第三十条第一項に規定する者」を削り、同チを同号ヲとし、同号中トをヌとし、同ヌの次に次のように加える。

ル 第三十条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事。

第九条第一号中ヘをリとし、イからホまでをニからチまでに改め、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 第二十四条の第三第二項（第二十四条の二十四第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定による障害児入所給付費の支給の要否の決定及び第二十四条の第三第六項（第二十四条の二十四第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定による入所受給者証の交付に関する事。

ロ 第二十四条の四第一項（第二十四条の二十四第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定による入所給付決定の取消し及び第二十四条の四第二項（第二十四条の二十四第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定による入所受給者証の返還の請求に関する事。

ハ 第二十四条の五（第二十四条の二十四第三項の規定により適用される場合を

含む。）の規定による障害児入所支援に要する費用の負担が困難であることとの認定に関する事。

第九条第三号中「の施行」を「（平成十二年法律第八十二号）の施行」に改め、同号中ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第八条の二第一項及び第九条の二第一項の規定による保護者に対する出頭の要求に関する事。

第九条に次の一号を加える。

四 青森県児童福祉法施行条例第十一条第一項の規定による児童福祉施設入所等費用の徴収（児童等入所措置及び児童自立生活援助の実施に係るものに限る。）に関する事。

第十三条の見出しを「（農林水産事務所長への委任）」に改め、同条第一項中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改め、「農林畜水産業及び自然環境の保全に関する」を削り、同項第一号ツ中「に関する事」を削り、「第二百三十一条第一項第二十一号」を「第二百三十一条第一項第十七号」に改め、「限る。」の下に「に関する事」を加え、同項第十一号の三中「農林畜産業」を「漁業」に、「に限る」を「を除く」に改め、同項第十三号から第二十四号までを次のように改める。

十三から二十四まで 削除

第十三条第一項第三十六号中「施行」の下に「（一件の請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）が一億円以上の工事に係る予定価格の決定及び契約の方法の決定（一般競争入札に付する場合における参加者の資格の設定並びに指名競争入札に付する場合における指名されるために必要な要件（以下この号において「指名要件」という。）の設定及び指名業者の選定（あらかじめ指名要件を設定したものに係るものを除く。）を含む。以下同じ。）並びに検査を除く。）」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に当たっては、知事の承認を受けなければならない。

第十三条第二項中「地域県民局（東青地域県民局及び中南地域県民局）」を「農林水産事務所（青森県東青農林水産事務所及び青森県中南農林水産事務所）」に改め、同項に次の四号を加える。

五 養蜂振興法（昭和三十年法律第八十号）の施行に関する事。

イ 第三条第一項の規定による蜜蜂の飼育の届出の受理及び同条第三項の規定に

よる当該届出に係る事項の変更の届出の受理に関する事
ロ 第四条第一項の規定による転飼養蜂の許可に関する事

ハ 第九条第一項の規定による報告の徴収に関する事

六 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項の規定による認定に関する事

ロ 第七条第一項の規定による登録及び同条第六項の規定による通知に関する事

ハ 第八条第一項の規定による確認に関する事

ニ 第九条の規定による届出の受理に関する事

ホ 第十条第一項の規定による登録の取消しに関する事

ヘ 第十四条の規定による措置命令に関する事

七 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による家畜商の免許に関する事

ロ 第六条第二項の規定による免許証の交付に関する事

ハ 第七条第一項の規定による家畜商の免許の取消しに関する事

ニ 第十条の第二項(第十条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事

ホ 家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号。以下この号において「令」という。)第三条第一項及び第二項の規定による申請書及び届出の受理並びに同条第三項の規定による家畜商名簿の訂正に関する事

ヘ 令第四条の規定による登録の消除に関する事

ト 令第五条の規定による免許証の書換え交付に関する事

チ 令第六条の規定による免許証の再交付に関する事

リ 令第七条の規定による免許証の返納の受理に関する事

八 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による指導及び助言に関する事

ロ 第五条第一項の規定による報告の徴収に関する事

ハ 第六条第一項の規定による報告の徴収に関する事

ニ 第九条第一項の規定による処理高度化施設整備計画の認定に関する事

ホ 第十条第一項の規定による処理高度化施設整備計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに関する事

へ 第十三条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況の報告の徴収に関する事

第十三条第三項中「地域県民局(中地域県民局及び上北地域県民局)を「農林水産事務所(青森県中南農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所)に改め、同項第二号り中「第十三条第五項」を「前号イに係る第十三条第五項」に改め、同条第四項中「三八地域県民局、西北地域県民局及び下北地域県民局」を「青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所」に改める。

第十四条(見出しを含む。)中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

第十八条の見出しを「(県土整備事務所長への委任)」に改め、同条第一項中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改め、「県土の整備に関する」を削り、同項第一号中「施行」の下に「(一件の請負工事設計額が一億円以上の工事に係る予定価格の決定及び契約の方法の決定並びに検査を除く。)」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に当たっては、知事の承認を受けなければならない。

第十八条第一項第十一号イ中「、第七条の二第六項及び第七条の六第三項」を「及び第十八条第十八項(これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第十八条第二項及び第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第六項並びに第十八条第二十七項及び第三十九項」に、「並びに第七条の四第六項」を「、第七条の四第六項及び第十八条第三十六項(これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)」並びに第七条の六第三項」に、「第八十八条第一項に」を「第八十八条第二項に」に改め、同号ロ中「及び第七条の六第四項(これらの規定を)」を「及び第十八条第十九項(これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第七条の六第四項(「に、」並びに第八十八条第一項及び第二項)を「及び第八十八条第二項」に改め、「含む。)」の下に「並びに第十八条第四十項(第八十七条の四及び第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ハ中「及び第十八条第二十四項第一号(これらの規定を)」を「(第八十七条の四及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)」及び第十八条第三十八項第一号(「に改め、同項第二十四号イ中「第八条」を「第七条」に改め、同号ロ中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同

号ハからホまでを削り、同号ヘ中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同ヘを同号ハとし、同号ト中「第三十五条第三項（第三十六条第二項）」を「第三十条第三項（第三十一条第二項）」に改め、同トを同号ニとし、同号チ中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同チを同号ホとし、同号リからルまでを削り、同条第二項中「地域県民局（上北地域県民局）」を「県土整備事務所（青森県上北県土整備事務所）」に改め、同項ただし書中「中北地域県民局長及び三八地域県民局長」を「青森県中北県土整備事務所」に改め、同条第三項中「地域県民局（中北地域県民局）」を「県土整備事務所（青森県中北県土整備事務所）」に、「上北地域県民局長」を「青森県上北県土整備事務所」に改め、同項ただし書中「西北地域県民局長」を「青森県西北県土整備事務所」に、「下北地域県民局長」を「青森県下北県土整備事務所」に改め、同条第四項中「中北地域県民局及び三八地域県民局」を「青森県中北県土整備事務所及び青森県三八県土整備事務所」に、「中北地域県民局長」を「青森県中北県土整備事務所」に改め、同条第五項中「東青地域県民局長」を「青森県東青県土整備事務所」に改め、同条第六項中「中北地域県民局長」を「青森県中北県土整備事務所」に改め、同条第七項中「三八地域県民局長」を「青森県三八県土整備事務所」に改め、同条第八項中「上北地域県民局長」を「青森県上北県土整備事務所」に改める。

ただし、一件の予定価格が五億円以上の工事の請負契約の締結に当たっては、知事の承認を受けなければならない。

第二十三条第一号中「東青地域県民局」を「青森県東青地域連携事務所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る通知その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において施行のための手続中であるものについては、なお従前の例による。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭